

公 示 書

「農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター庁舎売店（食料品売店）の営業」に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示に付する。

記

1 公示に付する事項

- (1) 件 名 農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター庁舎売店（食料品売店）の営業
- (2) 募集者数 1者（社）

2 目 的

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター及び筑波農林研究団地各機関の職場における生活の向上を図り、職員及び研修生宿泊施設利用者の福利厚生を増進すること並びに来庁者の利便性向上を目的とする。

3 基本理念

- (1) 利用者のニーズへの対応
- (2) 売店の外観等の設計
- (3) 円滑な売店運営に必要な能力
- (4) 環境への配慮・公益への貢献
- (5) 来庁者に対する対応

4 応募者の資格

- 応募者の資格者は、次の要件をすべて満たしていること。
- (1) 下記6の公募説明会に参加していること。
 - (2) 筑波産学連携支援センター庁舎に設置する売店の基本理念及び公募内容を理解し、営業に意欲のある者であること。
 - (3) 優良な販売商品及び良質なサービスを提供できる能力を有する者であること。
 - (4) 本公募の公示日において、本公募と同様の営業内容について、5年以上の実績を有し、現に同種の食料品売店の経営を適正に行っている者であること。
 - (5) 食料品売店の企画及び運営のノウハウを有する運営会社（者）であること。
 - (6) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (7) 国税及び地方税を完納している者であること。
 - (8) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (9) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (10) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしている者ではないこと。
 - (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (13) 暴力団又は暴力団員及び（9）から（12）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
 - (14) （8）から（13）までの要件を満たすこと及び将来的に当該要件に反することはない旨の「誓約書」を提出した者であること。
 - (15) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものではないこと。

5 公募要領の配布及び日時

(1) 公募要領の配布

公募要領の配布は、下記9の問い合わせ先において電子メールにて行う。

応募を予定している者は、問い合わせ先に電子メールにて配布を依頼すること。

- (2) 日 時：公示日～令和8年1月19日（月）9時00分～17時00分（12時00分～13時00分を除く。）
ただし、行政機関の休日を除く。

6 公募説明会

- (1) 日 時：令和8年1月19日（月）10時00分

- (2) 場 所：〒305-8601 茨城県つくば市観音台二丁目1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター本館2階第2会議室

- (3) その他：当日は、公募要領及び施設の概要等に関する説明を行う。

本説明会に参加する者は、令和8年1月16日（金）17時00分までに電話又は電子メールにより申込みを行う。

会場の都合により、参加者は1者（社）2名までとし、本説明会に出席しない者の応募申請は一切認めません。

7 応募手続

(1) 応募申請書等

公募要領に記載のとおり。

(2) 応募申請書等の提出

①提出先

下記9の問い合わせ先に同じ。

②提出期限

令和8年2月6日（金）17時00分までに必着とする。

③提出方法（持参又は郵送）

ア 持参する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター販売店（食料品販売店）の営業者応募申請書在中」と朱書しなければならない。

イ 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター販売店（食料品販売店）の営業者応募申請書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には持参する場合と同様に氏名等を朱書し、提出先宛に応募申請書等の提出期限までに到着しなければならない。

8 応募申請書等の無効

上記4の応募者の資格を持たない者が提出した場合は無効とする。

9 問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台二丁目1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課厚生係

電話：029-838-7122又は7215 E-mail：tsukubakousei@maff.go.jp

受付時間：行政機関の休日を除く（9時00分～12時00分、13時00分～17時00分）

10 本公示書に記載なき事項は、公募要領による。

以上、公示する。

令和8年1月5日

農林水産省農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 田雜 征治